

川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例（令和〇年川島町条例第〇号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(周辺関係者の範囲)

第2条 条例第3条第6号に規定する周辺関係者等の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 太陽光発電事業に係る事業区域に隣接する土地並びにその土地に存する建築物の所有者、管理者及び占有者
- (2) 太陽光発電設備から生じる太陽光の反射光又は当該反射光から生じる熱により生活環境に影響を受ける範囲の土地並びに建築物の所有者、管理者及び占有者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、太陽光発電事業に伴って生活環境に一定の影響を受けるおそれのあるものとして町長が認めるもの

(抑制区域)

第3条 条例第8条に規定する抑制区域の対象となる地域は、川島町全域とする。

(事前協議の手続)

第4条 条例第9条第1項の規定による事前協議を行おうとする者は、事前協議書（様式第1号）及び太陽光発電設備の維持管理計画書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する事前協議書には、別表第1に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、当該事前協議に係る事業計画に応じて、その必要がないと認められるときは、これらの図書又は当該図書に明示すべき事項の一部を省略することができる。

(周辺関係者への説明)

第5条 条例第10条第3項の規定による報告は、事前周知結果報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、これを町長に提出しなければならない。

- (1) 周知の方法
- (2) 周知に使用し、又は配布した図書等の写し
- (3) 周知を行った地域の範囲を示した図面

(4) 周知のための説明会を開催した場合にあっては、次に掲げるもの

- ア 説明会の日時、場所及び参加者数
- イ 説明会で配布した資料及び説明事項
- ウ 周辺関係者からの意見と事業者の対応方針
- エ 説明会を開催した状況を確認することができる写真等
- オ 説明会に出席した者の名簿の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(届出)

第6条 条例第11号第1項の規定による届出は、事業計画届出書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 第1項に規定する事業計画届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 別表第1に掲げる書類
- (2) 事前周知結果報告書（様式第3号）及び同報告書に添付した書類
- (3) 太陽光発電設備設置事業に関する関係法令手続確認書（様式第5号）
- (4) 太陽光発電設備の維持管理計画書（様式第2号）
- (5) 土地所有者等の承諾書（様式第6号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 条例第11条第3項又は第4項の規定による届出は、事業計画変更届出書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(届出の申請を要しない軽微な変更)

第7条 条例第11条第3項又は第4項の規定で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第11条第2項第2号に掲げる事項の変更のうち、同条第1項の規定による届出の申請に係る設置工事の着手予定日を当該着手予定日とされた日より前の日にする変更以外の変更。
- (2) 条例第11条第2項第3号に掲げる事項の変更のうち、事業区域の面積を変更する行為であって、当該行為により増減する事業区域の面積が変更前の事業区域の面積の10分の1以下であるもの。
- (3) 条例第11条第2項第4号に掲げる事項の変更のうち、工作物の構造耐力上主要な部分以外の部分（太陽電池モジュールに係るものを除く。）の材料又は構造の変更。

(標識の掲示)

第8条 条例第17条で定める標識は、縦120センチメートル以上、横90センチメートル以上としなければならない。

(工事完了の届出)

第9条 条例第12条第1項の規定による届出は、工事完了(中止)届出書(様式第8号)及び工事完了検査申請書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

2 条例第12条第2項の規定による通知は、工事検査済通知書(様式第10号)によるものとする。

(廃止の届出)

第10条 条例第13条の規定による届出は、事業廃止届出書(様式第11号)を町長に提出して行わなければならない。

2 条例第13条第2項の規定による届出は、事業廃止完了届出書(様式第12号)を町長に提出して行わなければならない。

(地位の承継)

第11条 条例第14条の規定による届出は、地位承継届出書(様式第13号)を町長に提出して行わなければならない。

(指導、助言及び勧告)

第12条 条例第20条第1項の規定による指導又は助言は、太陽光発電設備設置事業指導・助言通知書(様式第14号)によるものとする。

2 条例第20条第2項の規定による勧告は、太陽光発電設備設置事業改善勧告書(様式第15号)によるものとする。

3 条例第20条第3項の規定による報告は、太陽光発電設備設置事業是正報告書(様式第16号)によるものとする。

(公表)

第13条 条例第21条第1項の規定による公表は、川島町公告式条例(昭和29年川島町条例第5号)の規定による掲示その他町長が適当と認める方法によるものとする。

2 条例第21条第2項の規定による通知は、弁明の機会の付与通知書(様式第17号)に、公表に関する弁明書(様式第18号)を添付するものとする。

この規則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第1条から第3条までの規定は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

- (1) 太陽光発電事業計画認定申請書及び添付書類（権利者の証明書及び関係法令手続状況報告書）の写し
- (2) 事業者を証明する書類（法人の場合は履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票抄本）
- (3) 位置図（縮尺1／2500以上）
- (4) 現況図（縮尺1／500以上）及び現況縦横断面図（縮尺1／500以上）
- (5) 公図（事業区域及びその隣接地の地番、地積、所有者の住所氏名等（当該土地に建築物が存する場合その所有者の住所氏名等を含む。）を記入すること。また、里道及び水路についても表示すること。）
- (6) 土地利用計画図（縮尺1／500以上）
- (7) 排水計画平面図（縮尺1／500以上）
- (8) 造成計画平面図及び断面図（縮尺1／500以上）
- (9) 工作物設計図（平面図、立面図及び断面図、縮尺1／100以上）
- (10) 周辺関係者への説明会等の実施計画の概要
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（注）樹木の伐採、切土、盛土その他土地の形質の変更を伴わない場合においては、第8号に掲げる書類の添付を省略することができる。

様式第 1 号（第 4 条関係）

事前協議書

年 月 日

川島町長 様

申請者 住 所

氏 名 印

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の役職・氏名）

川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり関係図書を添えて申請します。

設備名称	
設備の所在地	川島町
事業区域の敷地面積及び現況地目	敷地面積 m ² （ ☐ 実測 ☐ 公簿） 現況地目 ☐ 宅地 ☐ 田 ☐ 畑 ☐ 山林 ☐ その他（ ）
工事種別	☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 移設 ☐ その他（ ） ※近接した時期・場所の太陽光発電設備の有無 （条例第 3 条第 2 号） （ 有 / 無 ）
発電出力の合計	k W
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
発電事業の設計者	住所 氏名 連絡先
発電事業の工事施工者	住所 氏名 連絡先
発電事業の工事監理者	住所 氏名 連絡先

太陽電池モジュール（パネル）の種類	☐ 単結晶 ☐ 多結晶 ☐ 薄膜 ☐ C I S ☐ C I G S ☐ その他（ ）
-------------------	---

【添付図書】

- ☐太陽光発電事業計画認定申請書及び添付書類（写し）
☐事業者を証明する書類 ☐位置図 ☐現況図 ☐現況縦横断面図
☐公図（事業区域及びその隣接地の所有者の住所氏名等記入（建築物共））
☐土地利用計画図 ☐排水計画平面図 ☐造成計画平面図 ☐造成計画断面図
☐工作物設計書図 ☐周辺関係者への説明会等の実施計画の概要
☐その他町長が必要と認める書類（ ）

※町使用欄（記入しないでください。）

事業計画届出書年月日	年 月 日 第 号
事業計画変更届出書年月日	年 月 日 第 号
工事完了（中止）届出書年月日	年 月 日 第 号

様式第 2 号 (第 4 条関係)

太陽光発電設備の維持管理計画書

年 月 日

川島町長 様

申請者 住 所

氏 名 印

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の役職・氏名)

川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり提出します。

事業区域	所在	
	面積	
発電期間	予定発電期間	年 月 日から
		年 月 日まで
発電概要	想定発電出力	k w
	想定年間発電電力量	k w h
	製品番号等	
	設置規模 (枚数・基数)	枚
	設置面積	基
	高さ	m ²
再生可能エネルギー 発電設備	色彩	m
	発生騒音量 (公称値)	d B
	製品番号等	
付属設備 (パワーコン ディショナー等)	設置個所数	箇所

	容量		k w h
	定格出力		k w
	発生騒音量（公称値）		d B
工事施行者	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	電話		
電気事業者	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	電話		
事業区域の管理者	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	電話		
点検予定業者	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	電話		
点検概要	発電設備		
	付属品等		
	その他必要な点検項目		
	住所又は所在地		
緊急時の連絡先	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	電話		
	実施予定月		
除草対策	除草方法		
	除草剤使用	有 ・ 無	
	太陽光発電設備の廃止後に行う措置		

計畫資金

1 太陽光発電設備の稼働に係る収支内訳書

収入	支出	収支の合計

2 太陽光発電設備の設置後の資金の流れ（20年間分）

[illegible]

項目	年数	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	合計
収入	借入金											
	自己資金											
	事業収入											
	収入合計											
支出	工事費											
	用地取得費											
	借地費											
	管理費											
	修繕費											
	損害保険料											
	固定資産税（土地）											
	固定資産税（設備）											
	事業税											
	その他の税											
	撤去費											
	借入金返済費											
	支出合計											

備考 撤去費の合計は、太陽光発電設備の設置に係る費用の5パーセント以上を目安とすること

様式第 3 号（第 5 条関係）

事前周知結果報告書

年 月 日

川島町長 様

報告者 住 所

氏 名

印

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の役職・氏名）

川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例第 10 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

設備名称	
周知の方法	説明会 ・ 戸別訪問 その他（ ）
周辺関係者からの 主な意見・要望及び これらに対する回答	（主な意見・要望） （回答）

（周知のために説明会を開催した場合）

開催日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
開催場所	
説明者の所属・氏名 等	

様式第4号（第6条関係）

事業計画届出書

年 月 日

川島町長

様

届出者 住 所

氏 名

印

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の役職・氏名）

川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり関係図書を添えて届け出ます。

設備名称	
設備の所在地	川島町
工事種別	☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 移設 ☐ その他（ ） ※近接した時期・場所の太陽光発電設備の有無 （条例第3条第2号） （ 有 / 無 ）
事業区域の敷地面積及び現況地目	敷地面積 m ² （ ☐ 実測 ☐ 公簿） 現況地目 ☐ 宅地 ☐ 田 ☐ 畑 ☐ 山林 ☐ その他（ ）
発電出力の合計	k W
工事着手年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
発電事業の設計者	住所 氏名 連絡先
発電事業の工事施工者	住所 氏名 連絡先
発電事業の工事監理	住所

者	氏名 連絡先
太陽電池モジュール (パネル) の種類	☐ 単結晶 ☐ 多結晶 ☐ 薄膜 ☐ C I S ☐ C I G S ☐ その他 ()

【添付図書】

- ☐太陽光発電事業計画認定申請書及び認定書（写し） ☐事前周知結果報告書
☐事業者を証明する書類 ☐位置図 ☐現況図 ☐現況縦横断面図
☐公図 ☐土地利用計画図 ☐排水計画平面図
☐造成計画平面図 ☐造成計画断面図 ☐工作物設計書
☐太陽光発電設備設置事業に関する関係法令手続確認書
☐その他町長が必要と認める書類 ()

※町使用欄（記入しないでください。）

--

様式第 5 号（第 6 条関係）

太陽光発電設備設置事業に関する関係法令手続確認書

年 月 日

川島町長

様

届出者 住 所

氏 名

印

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の役職・氏名）

1 太陽光発電設備の設置場所に関する関係法令の該当の有無

法令名	該当の有無	担当課等
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）	有・無	担当課 届出年月日
(2) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号） 第 4 条及び第 5 条に規定する許可の申請又は川島町農業委員会への届出	有・無	担当課 申請年月日
(3) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条に規定する照会	有・無	担当課 届出年月日
(4) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号） 第 6 条第 1 項及び第 54 条第 1 項	有・無	担当課 届出年月日
(5) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第 1 項、第 93 条第 1 項及び第 109 条第 1 項	有・無	担当課 届出年月日

(6) 埼玉県文化財保護条例(昭和 30 年 埼玉県条例第 46 号)第 5 条第 1 項及び 第 31 条第 1 項	有・無	担当課 申請年月日
(7) 川島町文化財保護条例(平成 2 年川 島町条例第 26 号)第 2 条	有・無	担当課 届出年月日
(8) 埼玉県土砂の排出、たい積等の規 制に関する条例(平成 14 年埼玉県条 令第 64 号)第 6 条に規定する許可の 申請	有・無	担当課 申請年月日又は届出年月日
(9) 川島町環境保全条例(平成 25 年川 島町条例第 17 号)第 18 条第 1 項に規 定する許可の申請	有・無	担当課 照会年月日

2 その他

法令名	該当の有無	担当課等
町長が特に必要と認めるもの ()	有・無	